



発行 東京都

目次

告示

- 都市計画事業の事業計画の変更認可 (二件) ……
- …… (都市整備局都市づくり政策部緑地景観課) ……
- 都市計画事業の認可 …… (同) ……
- 宅地建物取引業法による行政処分 ……
- …… (都市整備局住宅政策推進部不動産業課) ……
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 (二件) ……
- …… (環境局環境改善部化学物質対策課) ……
- 都道の区域変更 (三件) ……
- …… (建設局道路管理部路政課) ……
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定 ……
- …… (建設局道路管理部監察指導課) ……

告示

●東京都告示第二百五十三号
 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定に基づき平成二十九年東京都告示第八百九十七号

東京都市計画緑地事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十一年三月四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 施行者の名称 世田谷区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画緑地事業第九十一号岡本二丁目緑地
- 三 事業施行期間 平成二十九年五月十八日から平成三十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし

●東京都告示第二百五十四号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定に基づき平成二十八年東京都告示第千三百六十九号調布都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十一年三月四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 施行者の名称 狛江市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 調布都市計画公園事業第八・二・六号猪方小川塚公園
- 三 事業施行期間 平成二十八年八月五日から平成三十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分

変更なし
 使用の部分
 変更なし

●東京都告示第二百五十五号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十一年三月四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 施行者の名称 世田谷区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業第四・四・二号玉川野毛町公園
- 三 事業施行期間 平成三十一年三月四日から平成三十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 世田谷区野毛一丁目地内 使用の部分 なし

●東京都告示第二百五十六号

宅地建物取引業法 (昭和二十七年法律第七十六号) 第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年三月四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 被処分者 (一) 商号 株式会社アドバンスライフ

(二) 代表者氏名 代表取締役 福田 裕二
 (三) 主たる事務 新宿区高田馬場二丁目十九番七号
 所の所在地

(四) 免許証番号 東京都知事(2)第九三七一六号

(五) 免許年月日 平成二十八年十二月十六日

二 処分年月日 平成三十一年二月二十二日

三 処分内容 免許の取消し

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十六条第一項第三号

●東京都告示第二百五十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

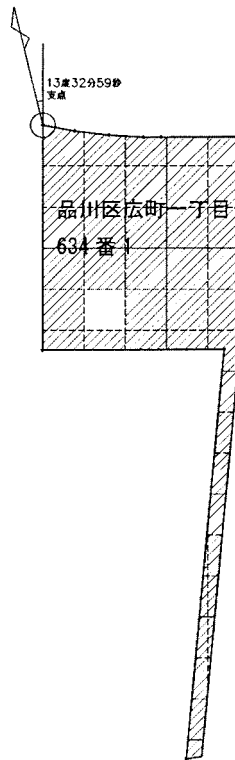
平成三十一年三月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(品川区広町一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 敷地境界
- 30m 格子
- 10m 格子 (単位区画)
- ▨ 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、品川区広町一丁目 634 番 1 の最北端とする。

【格子の回転角度 (13 度 32 分 59 秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百五十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

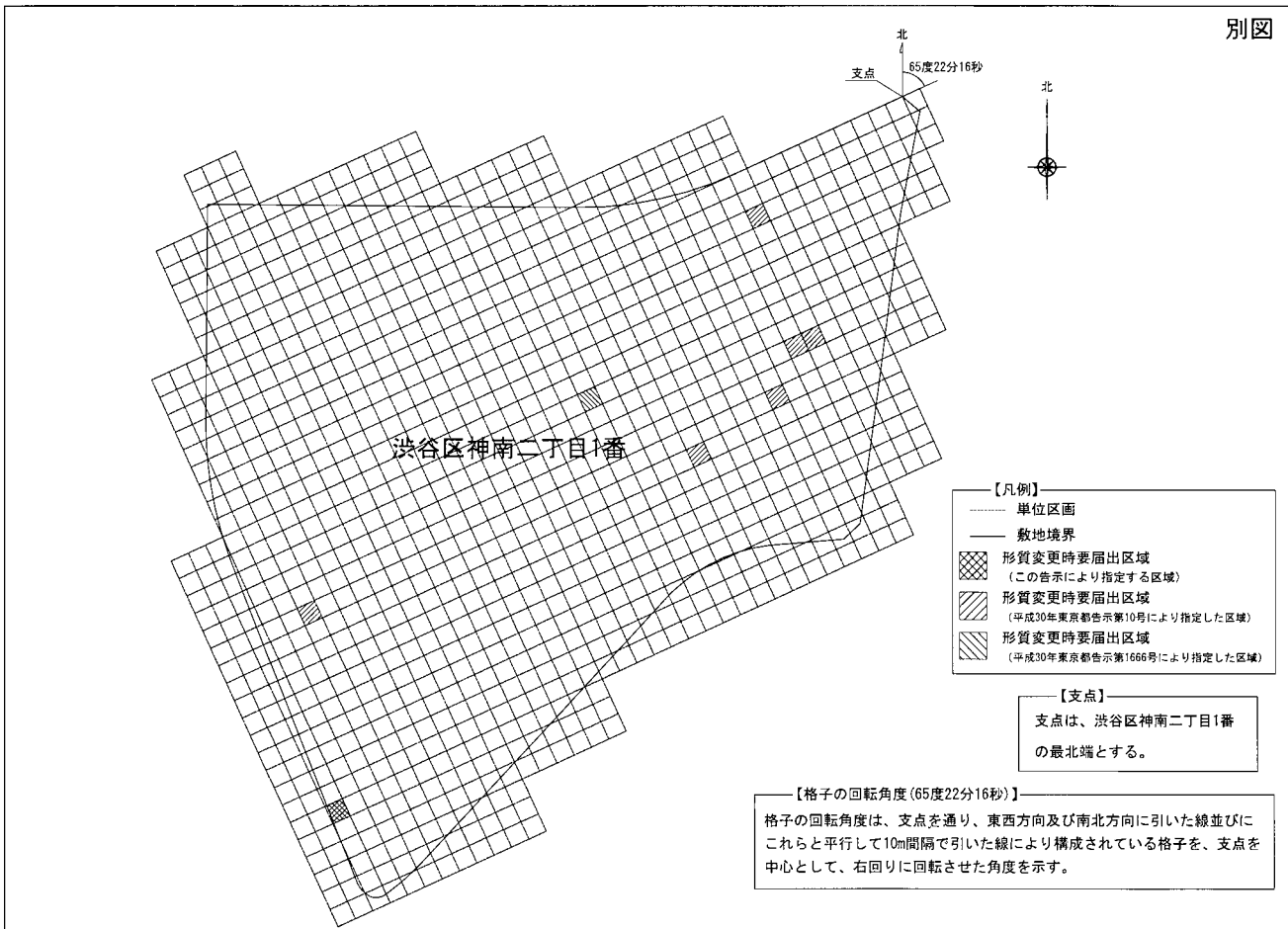
平成三十一年三月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（渋谷区神南二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

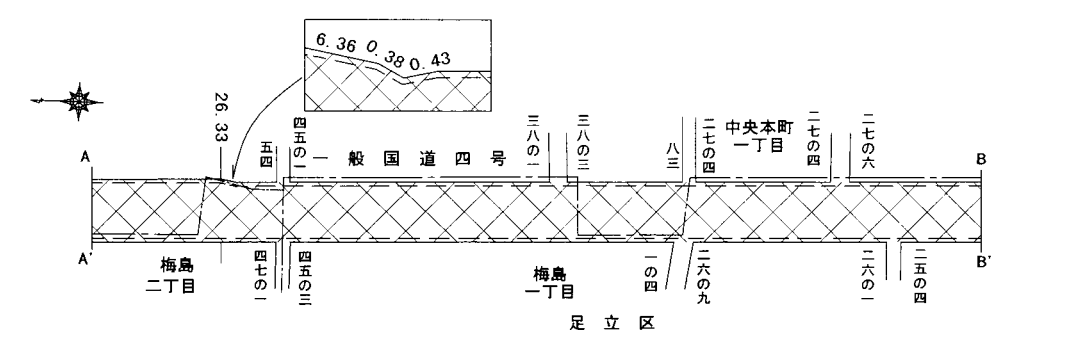
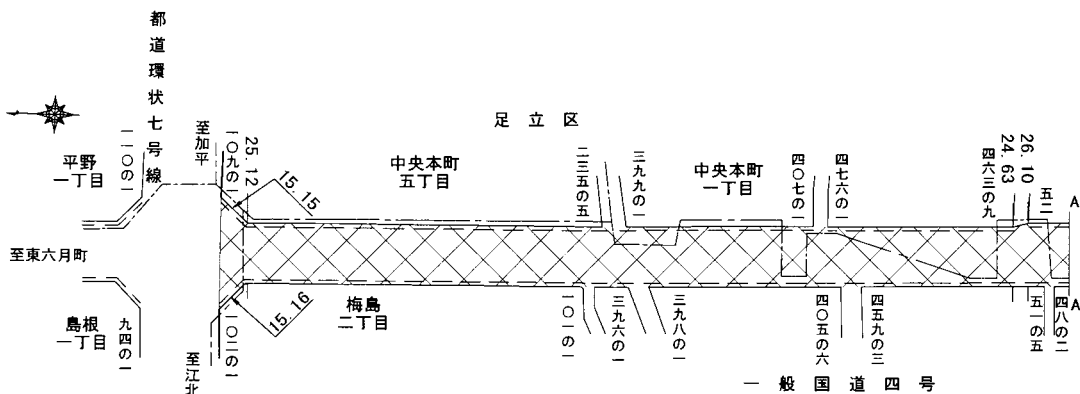
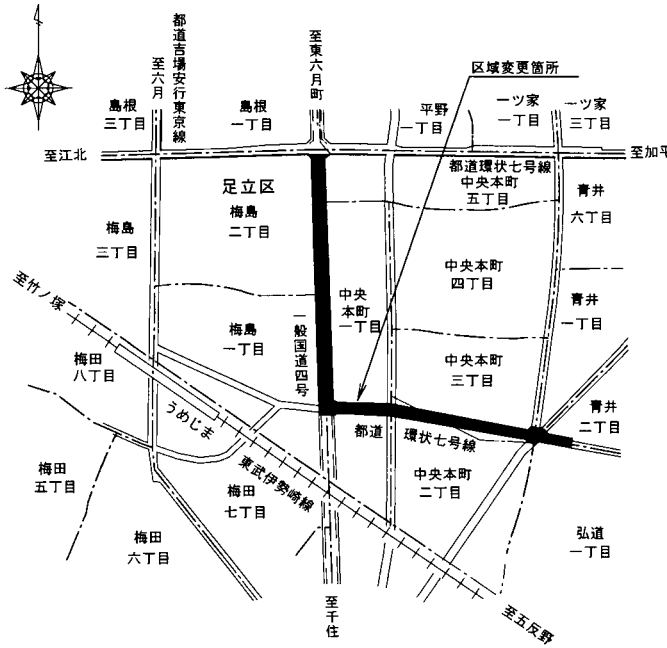
別図



●東京都告示第百二十五十九号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。

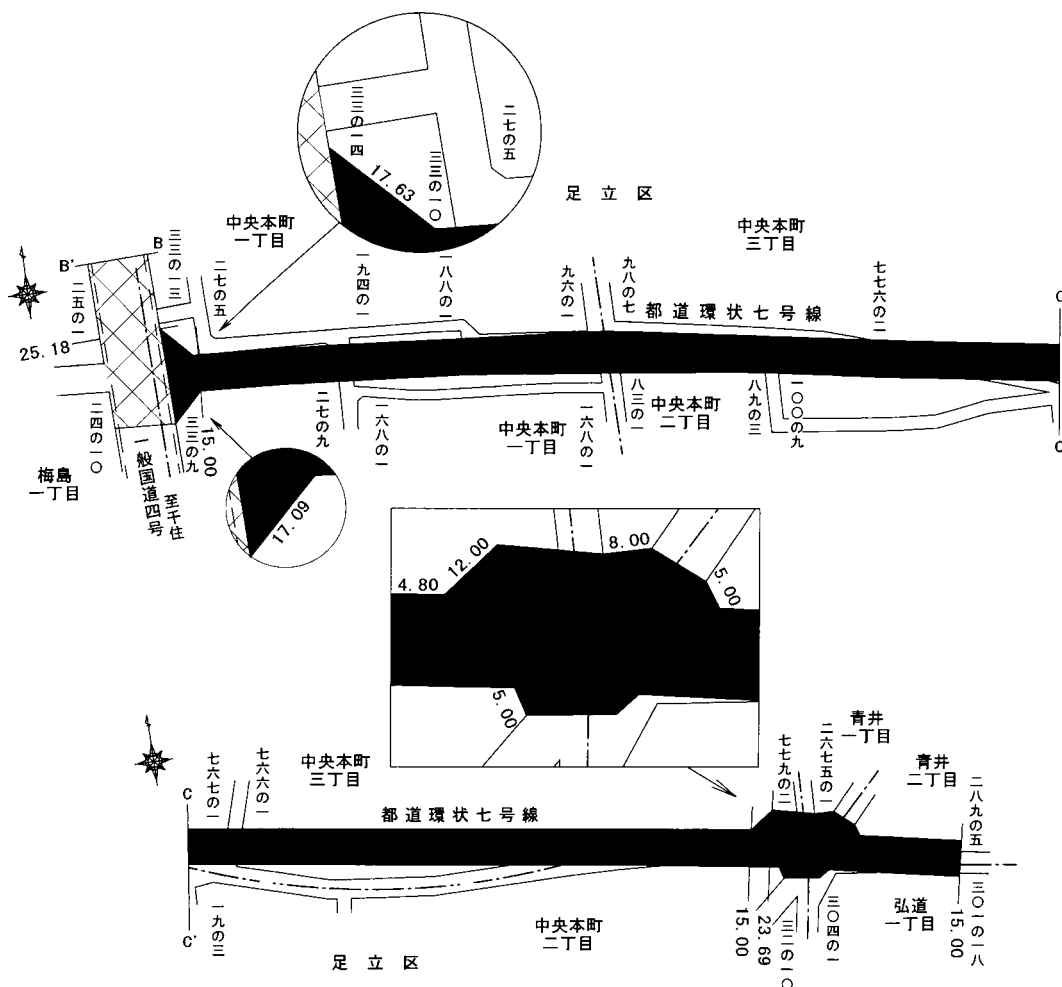
別図
 都道環状七号線区域変更略図
 足立区梅島二丁目〜弘道一丁目

一般国道
 都道
 特別区道
 編入区域
 延長 六八九・〇〇メートル
 面積 一〇、九九・七七平方メートル
 重用編入区域(一般国道四号との重用編入)
 延長 七九〇・九〇メートル
 面積 一九、九二・四六平方メートル



その関係図面は、平成三十一年三月四日から起算して二
 週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 平成三十一年三月四日
 東京都知事 小池 百合子

一 路線名 環状七号
 二 変更の区間 足立区梅島二丁目百二番一地先から同区
 弘道二丁目三百一十八地内まで
 三 変更の概要 別図表示のとおり



●東京都告示第二百六十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年三月四日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月四日

東京都知事 小池百合子

- 一 路線名 王子千住夢の島
- 二 変更の区間 北区堀船三丁目三十一番一地内から荒川区西尾久五丁目千百九十四番四地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

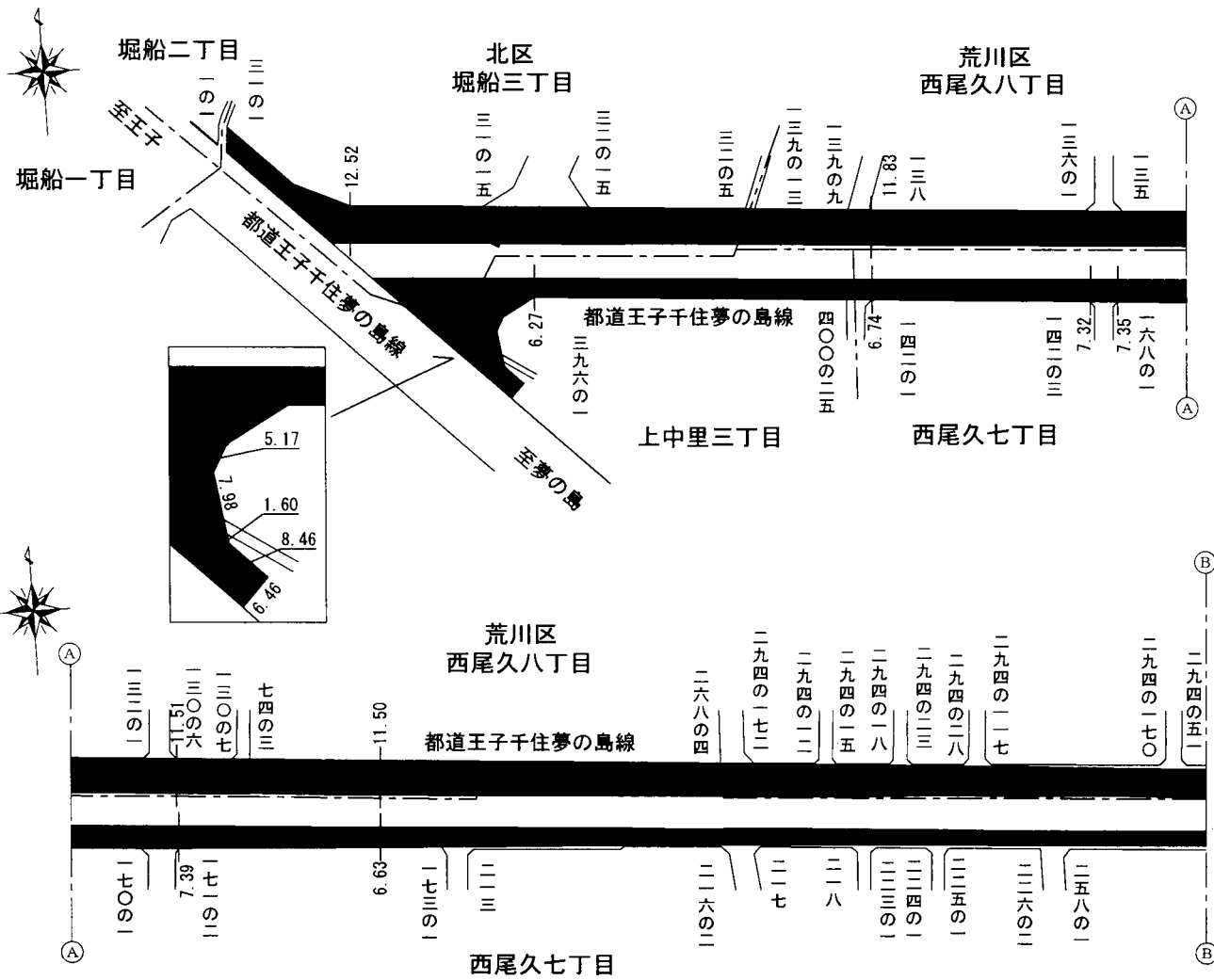
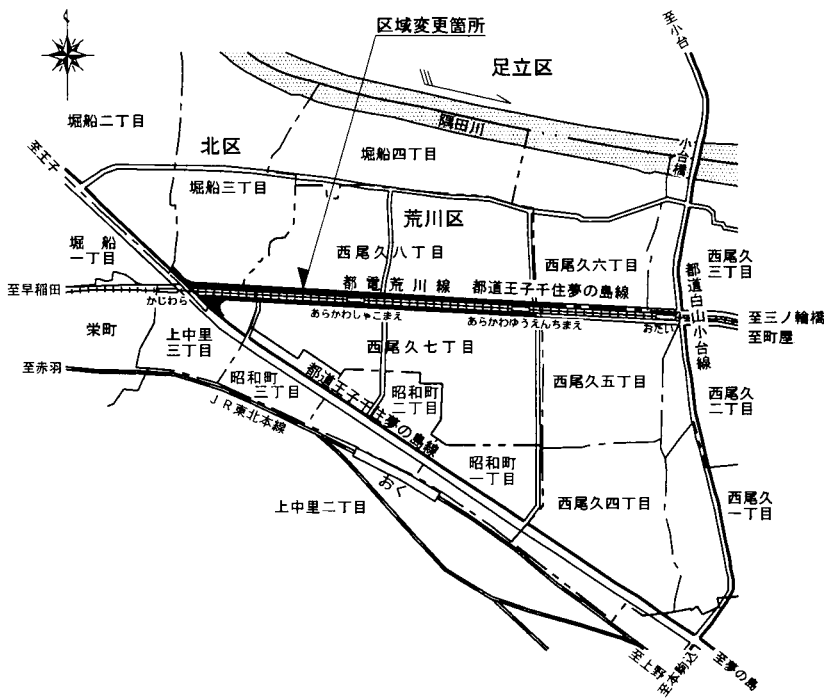
別 図

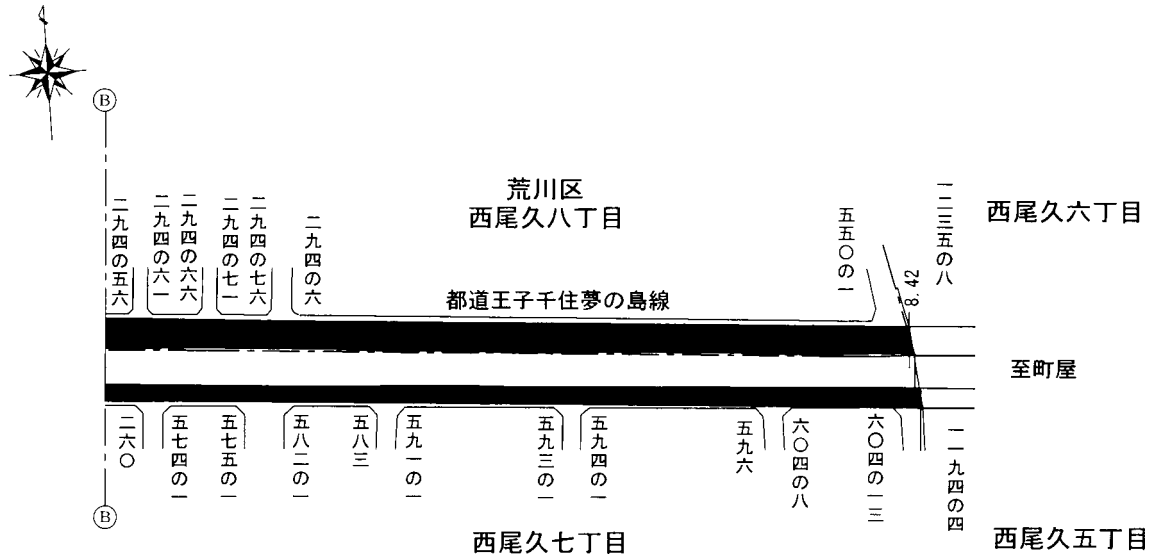
都道王子千住夢の島線区域変更略図

北区堀船三丁目～荒川区西尾久五丁目

都道
 特別区道
 編入区域

延長 九四二・六二メートル
 面積 一五、九三七・四八平方メートル





●東京都告示第百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年三月四日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月四日

東京都知事 小池百合子

一 路線名 稲城日野

二 変更の区間 日野市三沢二丁目二十番十三地先から同市高幡五十三番十五地先まで

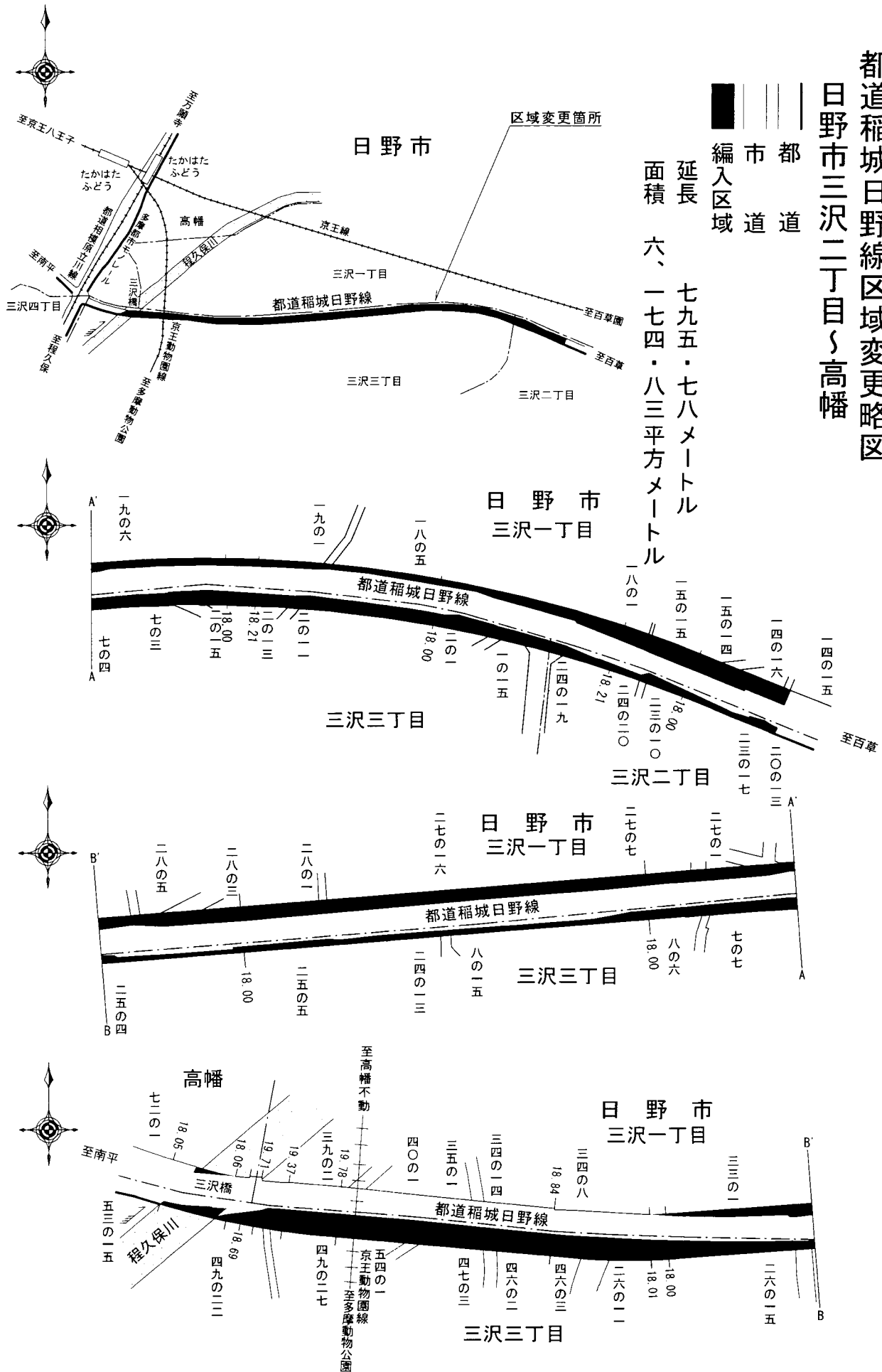
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道稲城日野線区域変更略図
日野市三沢二丁目、高幡

都道
市道
編入区域

延長 七九五・七八メートル
面積 六、一七四・八三平方メートル



別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
八王子市松木～南大沢一丁目

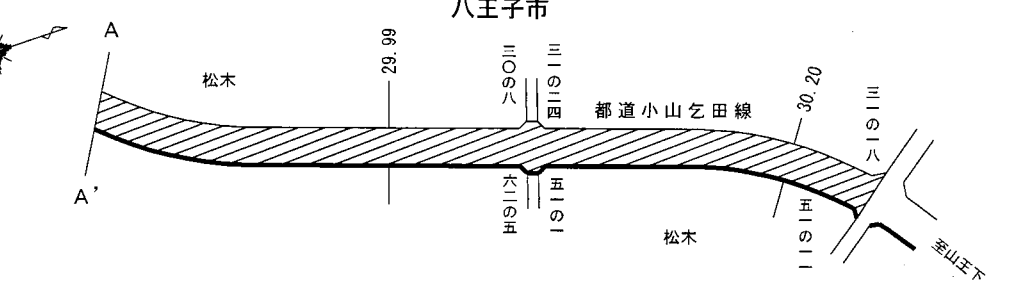
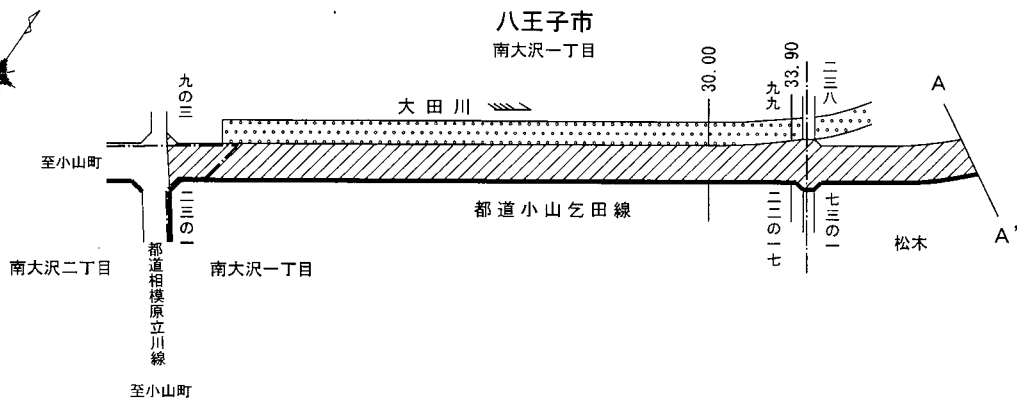
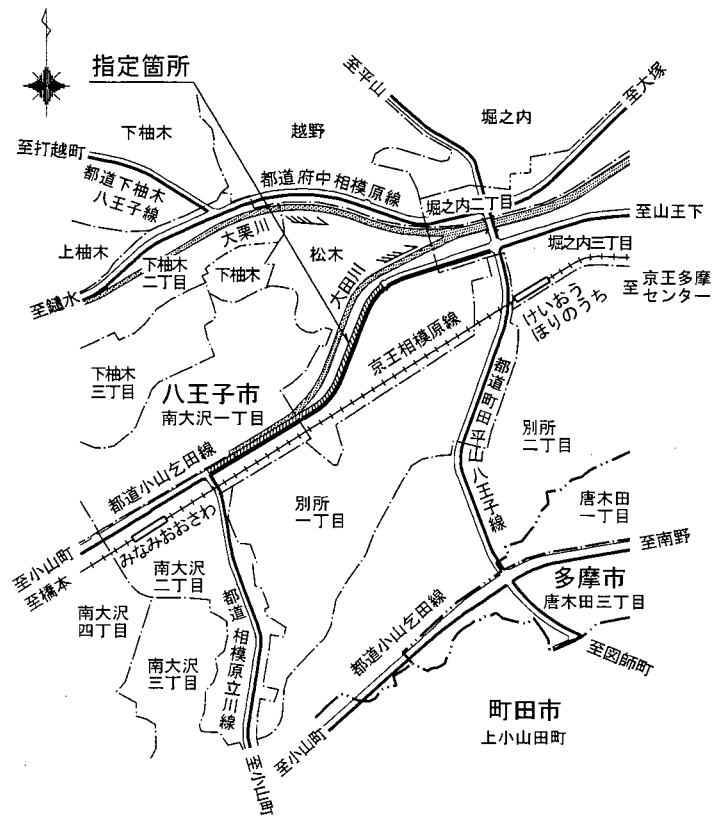
(電線共同溝予定名称 小山乞田・五号)

延長 一、二八三・〇〇メートル
指定区間
市道 都道

●東京都告示第二百六十二号
電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号) 第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

備すべき道路を次のように指定する。
平成三十一年三月四日
東京都知事 小池百合子
一 路線名 都道小山乞田線

二 指定する区間 八王子市松木三十一番十八地先から同市南大沢一丁目九番三地先まで
三 指定の概要 別図表示のとおり



公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定について

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第一項及び東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）第三百三条の六第一項の規定により、特約業者を次のとおり指定した。

平成三十一年三月四日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は 指定年月日

名称 氏名 事業所の所在地

中央シエ 佐々木 理 文京区本郷二丁目 平成三十一年

ル石油販 雅 十五番十三号 一月一日

社 売株式会

行 発

東京 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號 (代)

郵便番号 163-8001

定 価

本号 一箇月 三〇円 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七號

郵便番号 113-0001

